

上越地域合併協議会に設置する小委員会

上越地域合併協議会規約第10条第1項及び上越地域合併協議会小委員会規程(案)第2条の規定に基づき上越地域合併協議会に置く小委員会は、次のとおりとする。
また、今後の協議会の協議を進める上で、必要に応じて小委員会を置く。

(構成市町村の合併に関する協議関係)

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱いに関する小委員会

(市町村建設計画の作成関係)

新市の施策及び事業に関する小委員会

(他の合併協議と並行して協議する事項関係)

新市の名称に関する小委員会

自治基本条例に関する小委員会